

都市環境デザイン会議

東京都文京区本郷2-35-10
本郷瀬川ビル TEL 03-3812-6664

TELEPHONE 03-3812-6664
FACSIMILE 03-3812-6828

JUDI

083

20.MARCH
2005

特集 伝統的建造物群保存地区と景観

発行者: 都市環境デザイン会議 広報・出版委員会

●特集: 伝統的建造物群保存地区と景観

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 景観法時代の歴史的町並み保存と
伝建地区制度 | 1 |
| 2. 伝建地区における町並み保存の実態 | 5 |
| 3. 西予市宇和町卯之町の町並み保存の
取り組み | 9 |
| 4. 一茅葺きの町—美山町と保全地区的
歩み | 11 |
| 5. 美山町保存地区の散策 | 14 |
| ●事務局より | 16 |
| ●編集後記 | 16 |

特集: 伝統的建造物群保存地区と景観

特集にあたって

景観法時代の歴 史的町並み保存と 伝建地区制度

増井 正哉

MASUI MASAYA

奈良女子大学

■はじめに

平成 16 年 12 月、景観法が施行された。わが国においてはじめて、景観と直接的・総合的に取り結んだ法律である。都市環境デザインのあり方を大きく変える可能性があり、まさに新しい時代の到来といえる。各方面から期待の声があがる一方で、何ができるのか、何ができるのかを含めて、何がないの不安もささやかれているのも確かである。とくに歴史的町並み保存に関わる者の間では、いくつかの問題があげられ、さらには、その中心的役割を担ってきた伝統的建造物群保存地区制度（以下伝建地区）について、主役の座が脅かされるのではないか、そんな心配の声も耳にする。

ここでは、伝建地区制度を中心に、景観法と歴史的町並みの保存の関係について、意見を述べてみたい。筆者は 20 年来、各地の歴史的町並み保存に関わってきた。伝建対策調査と地区的立ち上げ、街なみ環境整備事業（以下街環事業）、農業農村環境整備指針策定にも参加した。あくまで、歴史的都市・集落が対象ではあるが、保存と景観整備の両方の立場に関わった経験から、このテーマを考えてみたい。ただ、行政実務には明るくない。景観「法」の話題とはいながら制度上の問題点ではなく、やや理念に偏った話、それもあくまで歴史的町並みを保存する立場からの一方的意見になることをお断りしておきたい。

■景観法への期待と不安

景観法の施行が、景観に対する議論を活性化させている。「景観町づくり」ということばが専門家・行政担当者の枠をこえて市民に広く知られるようになり、自然環境

保全、環境共生、社会組織論、教育論、法制など、景観そのものを扱う領域の外からの発言にも興味深いものが多い。また景観を専門とする研究者のなかでは、基本的な共通認識であったはずのものが、改めて真剣な議論のテーマとなっている。生活景をどうとらえるのか、眺望景観をどう保全するのか、「これといった特徴のない」地域の景観計画はどのようにあるべきか等々、今まであくまで「理想」として語っていたものが、急に「現実」として「政策」になることとなった喜びと不安が感じられる。建築学会では建築雑誌の特集号（2005 年 1 月号、※ 1、建築学会都市計画委員会の大会研究協議会資料（平成 16 年 9 月）などに論点が整理されている。ともあれ、こうした議論のなかで、景観法の施行は一般的には歓迎されているのは確かで、筆者も大いに期待するところである。

ただ、最初に述べたとおり、歴史的町並み保存に関する者の間では、「伝建地区が有名無実になるのではないか、伝建地区をめざす町・村がなくなるのではないか」という声も聞かれる。町並み保存を第一義的に掲げる唯一のツールであった伝建地区制度が相対的な位置づけになるとの心配である。この企画自体がこの「心配」からきているのだろう。景観法関連の調査や事業には、大きな予算規模が噂されていて、景観行政一般に携わってきた行政担当者も、そのスケールの大きさに気押され気味で、慢性的に資金不足に悩まされている伝建地区の関係者からみると、景観法関連事業はたしかに脅威にみえる。また、景観法のメニューにもらられた諸制度の方が、規制

の厳しい（と思われている）伝建地区制度に比べて、多くの町・村で受け入れられやすいのではないかという心配もあるようだ。

結論的にいって「それは杞憂」と考える。主旨・目的が根本的に異なるのである。景観法は歴史的町並みの保存継承が目的化され、担保されている制度ではなく、歴史的町並み保存は美しい景観をつくりだすためのひとつのオプションに過ぎないのである。あくまで歴史的な町並みの保存を第一義的目的とする伝建地区制度と根本的にめざすところが異なるのである。

ただ、地区を決定して、景観の核となる建造物などを定める（伝建地区制度における伝統的建造物・環境物件と景観法で定める重要景観建築物・樹木）、地区内の形態意匠に制限を加える（保存計画にうたう修景基準・許可基準と形態意匠の制限）ことなど、両者が似ているように見えるのも確かである。似ているところがあるからこそ、景観整備と歴史的町並みの保存との関係性を明確にする必要があろう。そして、似て非なるところに目をむけることで、歴史的町並み保存の問題を改めて考えさせてくれる機会にもなるだろう。

■歴史的町並み保存の現状と問題点

歴史的町並み保存の現状と問題点を少し振り返っておきたい。伝建地区制度はわが国の歴史的町並み保存の中心的役割を果たしてきたことは間違いない。伝建地区制度が生まれたのは昭和50年、平成16年12月現在で66地区が国選定の重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）に選定されている。地方の独自性を生かしていること、文化財保護行政のメニューでありながら、都市計画法に位置づけられていることなど、現在から見ても先進性のある制度であった。また、伝統的建造物（伝建地区制度では、保存対象となる物件をさす）が地区内のほとんどを占めるような地区（南木曾町妻籠宿、檜原市今井町など）は、おおむね重伝建地区に選定されてしまい、現在、急速にその数を増やしているのは、かなりの数の建物がすでに新しく建て変わっている地区である。これらの地区は、それぞれの地区なりの保存計画をつくり町並みの保存につとめている。こうした地区は第2世代の伝建地区と呼ばれている。第2世代の伝建地区では、新築建造物に対する修景基準・許可基準とその運用については、地区それぞれに工夫をこらしている地区が多い。また、耐震性、防災性の視点から運用のルールも変わってきている。すでに歴史のある伝建地区制度ではあるが、

時代ごとにその性格を少しづつ変えてきているのである。また、地区決定の前に1～2年間をかけて綿密な伝統的建造物群保存対策調査を実施して、地区的歴史性を明らかにし、地区的地域性を導き出し、それに基づいて保存計画を策定することも重要な特徴である。問題点として、生活感のない書き割り的な町並みになる、空き家が増えているなどの問題が指摘されているが、この議論は別の機会に譲り、バッファーなど景観法と直接関係する問題点は、論旨にしたがって触れていきたい。

地方自治体も独自の条例で歴史的町並みの保存に努めてきた。各地で特徴ある景観条例がつくられている。ただ、法的な根拠をもたないために、実効性のうえで限界があった。自治体の取り組みのなかで、重要な役割を果たしてきたのが、各省庁、とくに国土交通省の補助事業である。なかでも街環事業は、通りの景観整備を目的としているために、町並み保存の立場からいえば、伝建地区制度の補完的役割を果たしてきたといえる。ただ、伝建地区事業における対策調査のような綿密な調査が行われず、簡単な外観調査にもとづいてつくられた景観ガイドラインによる景観整備が中心で、とくに特徴のない和風の町並みが生まれ、歴史的町並みの本来の価値が損なわれた例も少なくない。一方で地場産業・伝統産業・祭礼などと結びつけた特徴ある町づくりを進めている例もある。

文化財保護法に基づく登録文化財制度の役割も、単体の保存を実質的内容とした制度であるが、景観町づくりの核となる建造物保存のツールとして見逃せない。

■歴史的町並み保存と景観法の意義

さて、景観法の意義については、すでに論じ尽くされた感があるので、ここで繰り返す必要もないが、歴史的町並み保存と直接関わるものあげると、やはり景観規制の法的根拠がえられたことであろう。独自の景観条例などの取り組みは、「届出」、「勧告」にとどまり、ある種のもどかしさがあったのだが、景観法によって規制の根拠をえて、より強力な景観行政を進めることができるようになる。伝統的建物が連続して残っておらず、伝建地区制度で保存するには町並みの残り方に問題がある場合でも、景観地区あるいは景観形成地域として対応できる。各地の伝建地区において問題となってきた周囲の山並みや農地など、景観の背景の維持や歴史的町並みのバッファーゾーンの確保などにも、地区の設定を工夫することで有効に機能するだろう。

さらに、道路の占有、路線防火との整合

性など、町並み保存の大きな足かせであつた建築基準法の緩和がより簡素な手続きで可能となることは、一番大きな効果かもしれない。緩和条例づくりにたいへんな労力を費やしてきた伝建地区は少なくない。また、住民組織を景観町づくりの主体のひとつとして位置づけようとしていることも重要であるが、ここでは触れないでおく。

■景観法の問題

このように、歴史的町並み保存に新しい可能性をひらく景観法ではあるが、以下のような問題点を指摘できる。まず、歴史性の保存・継承の視点は明確に書かれていらない。あくまで歴史的町並みは、景観資源のひとつのかたちに過ぎず、その保存もまたメニューのひとつに過ぎない。これは景観法の本旨からいって当然ではある。

それはそれとして、いちばん恐ろしいのは、景観まちづくりというかけ声のなかで、歴史性・地域性が軽視されたり、あるいは無視されたり、あるいは景観計画作成のなかで、重要なもの・要素が見落とされることである。ひいては、地区によっては、歴史性・地域性を否定するような景観まちづくりに積極性を与える可能性すらある。

まず、読み取りがむずかしい歴史性が無視される可能性がある。「うちには、これといった特徴がありません」、仕事先の町・村で、こういった話をよく聞いた。また、識者・専門家から高い評価をうけた町並みでも、地元住民や行政の評価が低く、「ここがそんなにいいですか」と逆に質問されることも少なくない。実際に、今秋、重伝建地区選定をめざしている徳島県落合では、行政と専門家の共通認識を構築するのに4年を費やした。歴史性・地域性の抽出にはそれなりの技術が必要で、時間もかかる。また、それ以上に時間がかかるのは、価値観の共有である。

歴史性・地域性を重視はするものの、実際に残っている町並みの保存への努力は放棄して、新しく「歴史的町並み」をつくりあげることも可能であり、実際にこうした例は各地に見ることができる。これも確かに景観整備の手法ではある。ただ1時期に形成された「歴史的町並み」が将来的にどのような意味をもってくるのか疑問である。さらには、近接して残る本物の歴史的町並みを保存・継承する努力を放棄した例もある。こうした事業では、既存の歴史的町並みとの関係性が問われよう。その意味で、既存の歴史的町並みの保存にも力を注ぎ、新しい「歴史的町並み」の融合を試みた伊勢市のおかげ横町のような注目すべき例もある。おかげ横町では、既存の町

並みの丹念な調査から、新しい「歴史的建物」の意匠を決定し、できる限り伝統工法を採用している点も高く評価される。

単体としての町家・民家の保存について明確な保証がないことも問題と考える。重要景観建築物に認定されても、税制の優遇や規制の緩和で、保存に対するインセンティブを与えようとするもので、実際の建物の保存修理についての担保がない。景観法の主旨からは外れるものであろうし、潤沢とされる町づくり交付金を受けて景観行政団体が個別に努力していくべきことがらなのだろう。ただ、筆者は、町並みの外観レベルでの整備への補助と同時に、単体、具体的には伝統的な民家の保存を並行して進めていくことを怠ってはならない。いわいる再生ブームをみると、たとえば京都では伝統的形態を残す京町家が姿を消すいっぽうで、ステレオタイプ化した京町家のイメージが一人歩きしているように思える。積極的な再生と定點的役割を果たす保存とのバランスをとっていかねばならないのである。

さらに、歴史的町並み保存に関わる者にとっていさか奇異に感じることは、景観地区における制限で、形態意匠の規制を必ず定めることとし、壁面位置、高さ等の制限は必要なものを定めるとされている点である。歴史的町並みにおける修景を考える場合、形態・意匠もたしかに重要な要素であるが、町家の連坦や境界要素と屋敷構えの連続性がつくりだす空間的秩序の継承を必須の要素として考える方が普通である。実際に、先述の第2世代の伝建地区では、修景基準・許可基準や景観ガイドラインに、形態・意匠面はざっくりとした幅をもたせ、壁面位置等を明確に定めている場合が多い。実際は景観行政団体の裁量でうまく運用すればよいのだろうが、やはり違和感が残るし、町並みの歴史性・地域性が、新築建物のデザインエレメントのみに継承され、空間的秩序、ひいては景観の個性が失われてしまう可能性もある。

■景観法と伝建地区のあるべき関係

それでは、来るべき景観法時代にあって、景観法と伝建地区制度はどのような関係にあるべきなのだろうか。伝建地区制度はやはり文化財保護の歴史遺産の継承が第一義的目標である。これから、歴史的町並み地区を抱え込む景観地区あるいは景観計画区域はかなりの数に上るものと予想され、景観町づくりのなかに、歴史性・地域性をどのように位置づけるのか、保存にどのように取り組むのかが問われるだろう。こうした地区・区域に対して、伝建地

区は、現代的生活要求との整合性をふくめて、歴史的町並み保存におけるモデル的な役割を果たすべきであると考える。どのようなモデルであるべきなのだろうか。以下に筆者なりの考えをまとめおきたい。

・本物性の保存・継承するモデル

まずは実態としてのモデルである。伝建地区のもっとも重要な特徴は、本物の歴史的町並みを保存していることである。ここでいう本物とは、実際のそれぞれの建造物（制度的には外観）、集合としての建造物群および周辺環境がつくりだす空間的秩序・景観のみならず、建造物群する維持して技術等の相対的な本物性である。

・プロセスとしてのモデル性

- ① 調査による歴史性・地域性の抽出
- ② 保存計画（修理・修景・許可基準）の策定
- ③ 修理・修景の実施
- ④ 文化財保存には省くことできないプロセスである記録保存と評価。

この調査から評価にいたるプロセスを正當に手順を踏んでいくことが重要である。街環事業では、調査から計画作成におけるプロセスが、残念ながら不十分な例が見られた。とくに①の調査による歴史性・地域性の抽出過程が不十分である。これは行政担当者・住民との協働作業であり、歴史的町並みの価値とともに発見するプロセスでもある。十分に時間をとって行うことには意義がある。そして、調査と評価を綿密の行わないと、空間的秩序や、なにげない空間の歴史性、生活文化との関連など、継承すべき重要な要素を見落としてしまう可能性があるのである。そのことが、整備方針のなかで重要な歴史性・地域性が欠落する原因にもなってきた。また、調査の結果と再評価から、ただしく保存計画を策定するプロセスも当然重要である。

・技術継承のプール

重要文化財建造物の伝統技術の保存継承に果たした役割は大きい。伝建地区も同じである。一定程度の作業量が職人に保証される指定文化財でなければできないことである。伝建地区での修理・修景で培われた伝統技術は他のフィールドでも活用可能である。また工法のみならず、町内や集落の社会組織による環境維持管理の技術も保存継承されていくべきである。

・環境との共生モデル

近年、どの伝建地区も周辺環境と関連づけて保存の意義づけを行おうとしている。町づくりの重要課題である循環・環境共生のシステムモデルを伝統的都市・集落に見いだそうとする視点がその背景にある。た

とえば、京都府伊根では背後の山と海まで含んだ地区指定を行った。建材を提供し、漁場に栄養を供給する椎林と漁場としての海を、舟屋群とセットにして保存対象としたのである。また、新しく選定をめざす徳島県東祖谷山村落合も、茅木材などの供給地、焼き畑の舞台としての山林、食料供給地としての傾斜畑と屋敷地をセットに考えた保存地区設定を考えている。このように、周辺環境を単なるバッファーと位置づけず、建造物群とそこに住む人びとの伝統的な共生関係を維持し再構築しようと努めている。茅場の復原に取り組もうとしている地区が多いのも、材料供給が深刻なことに加えて、こうした発想が一般化してきたことにもよるのである。

・伝統的儀礼・習俗の場としてモデル

地区で継承されてきた冠婚葬祭などの行事では、地区の空間的特徴がうまく活用される場合が多い。また、行事での活用・演出が、町並みの形態に影響をあたえている場合もある。たとえば、楢川村奈良井宿では、夏の大祭時の演出が、伝統的間取りと表構えの継承に深く関わっていた

このように考えてみると、意外な結論ではあろうが、景観法時代における伝建地区的役割はますます重いものになっていくと思われる。個々の伝建地区では、歴史的町並みの保存という第一義的な意義を再認識し、景観法メニューを活用してこれから増えるであろう地区との違いを強調することが必要であろう。また、伝統技術の公開・発信はもちろんのこと、地区での経験を、歴史的町並みを生かして景観まちづくりに取り組む町・村や、建物再生に取り組む個人に役立つように、積極的に発信していくことも、社会的責務であると考える。

■結論

以上、景観法と歴史的町並み保存のあり方、そして伝建地区制度のあり方を考えてきた。たしかに、景観法を歴史的町並み保存のツールとして見た場合、有用であることは確かである。ただ、景観行政団体の裁量によって、その成否が決まってくるようになる。ここに都市環境デザインの専門家の役割が再確認される。伝建対策調査で培われたような歴史性・地域性を読み解き、本物性を継承し維持していくしくみづくりをつくりだす。こうしたプロセスに都市環境デザインの専門家の力量が問われる所以である。

※1 建築史家の立場から歴史的景観の保存との関係を述べた宮本雅明氏の論考は注目にあたいする。

伝建地区における町並み保存の実態

～五個荘町金堂伝建地区の事例より

柴山 直子

SHIBAYAMA NAOKO

(有)柴山建築研究所、五個荘金堂町並み相談員

■五個荘町金堂伝統的建造物群保存地区※1の状況

旧五個荘町（現東近江市）は、湖東平野のほぼ中央に位置し、北・西・南の三方を和田山・繖（きぬがさ）山・箕作（みつくり）山に囲まれ、東を愛知川が流れている。この地域の平野部には、古代神崎郡条理を受け継いだ条理制地割が残っており、平成10年12月25日、50番目に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された五個荘町金堂地区（現東近江市五個荘金堂地区）は、この古代条理制地割を基本としている。元禄6年（1693）に大和郡山藩の金堂陣屋が置かれ、その三方に弘誓寺、浄榮寺、勝徳寺の3寺院を配置し、周辺に草葺き屋根の農家住宅が広がる集落構成の基礎ができたと考えられている。さらにその外側に条理制地割の水田景観が広がる湖東平野の典型的な農村集落である。

この金堂地区より、江戸時代後期から明治、大正、昭和前期にかけて近江商人が多く輩出し、京都・大阪・江戸等に出店を持った彼らは、決して郷里を離れることなく、集落に意匠を凝らした本宅を構えた。また、彼らの財力は、弘誓寺や大城神社などの大規模な社寺建築にも見るべき建造物を遺し

ている。集落の東端にある鬱蒼とした社叢に囲まれた大城神社、滋賀県では比叡山延暦寺根本中堂の次に広い屋根面積といわれる本堂（重要文化財）を持つ弘誓寺、その他の寺院、そして商人本宅、伝統的な農家住宅があり、さらにその周囲に条理聖地割の水田景観が広がり、これらが一体となつて特徴ある優れた歴史的景観となっている。

伝建地区的選定範囲は、伝建制度ができる当初は、通りなどから望見できる範囲の建物を中心を選定されてきたが、近年は建物だけでなく、その周囲を取り巻く環境にも保存の目が向けられている。金堂地区では水田を含めた景観が地区の特徴であることから、面的保存を進めていくために水田を含めた条理ラインで線引きされた。つまり面による範囲で地区選定されている。また、平野部の農村集落としては初の伝建地区である。

■伝統的建造物の特性

保存地区内の建物は、江戸時代後期のものも若干あるが、中心となるのは明治・大正・昭和初期に建築されたもので、地区内全体の建造物の約3分の1を占めている。旧五個荘町から輩出した近江商人の多くは、



図1 伝建物配置図

江戸時代後期から明治期にかけて繁栄したため、数の上では滋賀県の中で一番多く、なかでも金堂地区では、外村与左衛門家を本家とする外村家一統がその中心である。外村家が商人としての基礎を築くのは、五代目外村与左衛門の時代で、元禄年間に天秤棒を肩に担ぎ近江麻布を行商したことを見出発点とする。現在も京都・大阪・東京などに本支店を持ち、呉服、服飾関係の会社を経営している。なお、近江商人とは、他国への行商を中心とする商品の「持ち下り商い」をした商人のことと、自國近江でミセを構え商売をした商人のことではない。

また、金堂地区には大正期から昭和初期にかけて大きくなった中江家一統がいる。三代目中江勝治郎が明治38年(1905)朝鮮の大邱府に三中井呉服店を設立し、商業先進国であったアメリカ視察を行い、目の当たりにした百貨店に感化され、昭和8年(1933)年に、株式会社三中井百貨店と改称して百貨店経営に乗り出し、勝治郎を中心に三人の弟が互いに事業協力を行い、最盛期の昭和15年(1940)には朝鮮・満州・中国に十数店舗を展開した。しかし昭和20年(1945)の敗戦と共に会社は瓦解し、金堂にあった大きな屋敷のいくつかは縁戚関係を含む人手に渡った。

これら商人本宅は、広大な敷地に、主屋を中心に離れや書院、土蔵などの建物と、その周囲に築かれた庭、及び塀によって構成されている。地区内に流れる水路の水を屋敷内に取り入れ利用した「いれがわと」も特徴の一つである。近江商人外村家の主屋は、京都に店を出していた外村家の京都の本宅を建てた大工三上吉兵衛をこの地に連れてきて同じように建てさせていている。そのため、建物の多くは地元の大工が建てた農家住宅などと異なり、京の薰りする邸宅普請でその中にも近江商人たちの質素儉約の精神を醸し出す数寄屋の意匠となっている。オクザシキの床柱は杉角材の柾目を好み、薄鴨居・長押はオクザシキのみ、その他の間は差し鴨居で構成され、飾り金物のような華美なものはいっさい用いていないが、雨戸の戸袋をよく見ると杉の一枚板であったり、階段途中の壁に大津壁の磨き仕上げ(左官壁の中でも最高級品とされる)になっているなど、一見して農家住宅の基本的なしつらいと余り変わらないが、よく見るとよい仕事がなされている。屋根は八幡瓦による瓦葺で、切妻ないし入母屋造、壁は漆喰壁か大津壁である。大津壁は他の主屋には見られないため、商人本宅の特徴といえよう。土蔵は外村家一統の屋敷の多くは複数棟あり、腰には舟板を用いているものが多い。舟板も

高価な材料だったため商人本宅にしか使用されておらず、特徴の一つである。通りに面した塀も土壁の腰に舟板を張った意匠や、塀瓦をのせた焼杉板による板塀などが景観上重要な構成要素となっている。

近江商人も地元では農家であり、大きな屋敷を構えた外村家、中江家一統以外のその他多くの近江商人の家は平屋建の草葺き農家住宅であった。大半は、大きな屋敷を構えることなく、草葺き農家住宅を二階建の落棟のある瓦葺き切妻造の主屋に建て替えたり、合掌崩しといって又首組の草葺き屋根を瓦屋根に変えたり、二階建てに改造している。現在、草葺き農家住宅はトタンを被せたものを含めて20棟あり、昭和18年に近くの集落で地区の3分の1にあたる26軒が消失する火災があり、これを機にトタン葺きに変えられていったが、琵琶湖の葭(よし)で葺かれたものが多い。これらの保存も重要な課題で、平成13年度に策定した防災対策調査に基づき、現在防災事業を進めており、防火対策が万全となれば、葭葺きへの復元に本格的に取りかかることとなる。

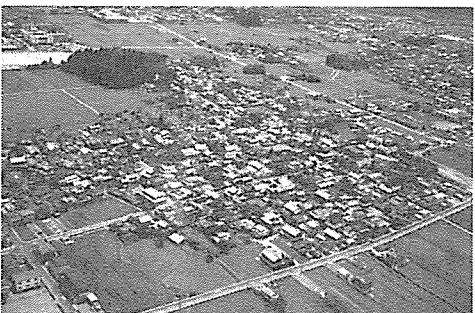


写真1 金堂地区全景



写真2 金堂地区遠景

■町並み相談員の役割と業務

伝建地区の行政における業務は、①国・県・市(町)の補助金で支援する保存修理・修景事業(以下、両事業を示す場合は保存事業)の業務と、②外観の現状変更を許可するかどうかを判断する業務(以下、現変許可)の大きく2つである。現変許可業務は、地区内の町並み保存のための最低ルールである許可基準に従い、判断すればよい

が、外観保存と構造補強を中心とする保存修理事業は、個人財産である住まいの修理や改修設計業務である。旧五個荘町のような小さな行政を始め、行政には、住宅建築設計を専門とする職員はたいていの場合ないため、選定以前より保存審議会の有識者から「町並み相談員」という民間の建築士を入れ、伝統的建造物でもある地区住民の住まいの設計相談、町並みにそぐわない建造物の修景方法の相談、また、町並み保存というまちづくりの視点で地域コミュニティに関わらせることが提案されていた。

町並み相談員の設置は、全国的にも初めての試みということもあり、また、私自身が伝統構法の木造建築や建築史の専門でもなく、行政業務への関わりもなく、いつかの建築士として住宅設計や少しまちづくりへの関わりがあったに過ぎなかつたため、最初の頃は紆余曲折があった。平成11年度から現在に至るまでの6年間に、100件を超える現状変更の許可業務と、51件の保存事業を行っているが、他地区の事業の進め方を教えてもらい、文化庁、県から指導を受け、今日円滑な業務が進めていくようになつた。

現変許可業務は、所有者、又は設計や工事を請け負った代理人から相談が持ち込まれると、具体的な工事の内容を伺い、要望を踏まえた上で、どうすれば町並みの景観維持、向上をはかれるか説明をし、許可基準にあった内容としてもらう。

保存修理事業は、工事を行う前年度より業務が始まるが、まずはゴールデンウィーク頃に自治会を通して、所有する建物の修理などを予定があるかどうか全戸にアンケート用紙を配布、回収する。たいてい、20~30件ほど回答が返ってくるが、個別にヒアリングを行い、保存修理事業を希望する案件を6月に開催される伝統的建造物群保存審議会（以下、伝建審議会）で報告をし、12月の伝建審議会までに、建造物の実測調査、所有者との話し合いを数回重ね、修理基準に従つた修理方針と具体的な内容を決める。翌年度4月の文化庁への補助申請までにさらに所有者と打合せを行い、修理設計図面及び概算見積書を作成する。

先にも述べたように、現変許可業務も保存修理事業も外観に係わる部分の業務であるが、内部の用途、間取りや生活と切り離して外観のみの設計を行うことはできない。通常の住宅設計と同じように、所有者個人の生活、プライバシーに深く関わることが必要となる。町並み相談員は行政の業務を進めていく役割と同時に、いかに地区住民の方から、生活やプライバシーに関わるこ

とについて安心して相談をしてもらえる存在となるか、また、実際工事を進める大工を始めとする施工者との信頼関係を築いていくかが、円滑な事業進捗のための重要な要素となる。その信頼関係の中で、地域文化財である町並みを保存、継承していくために、具体的に何をしていただかなければいけないのか、どんなことをしてはいけないのか、理解していただくことになる。

■住民の景観に対する意識

地区住民の方の多くは、たいていの場合、自分たちの集落の町並み保存という考えには理解を示しているが、いざ我が家が保存のために何をなすべきかという具体的な話となるとそんなことまでしなくてはいけないのかと戸惑いを見せる。また、地区には平成7年に結成された町並み保存会という地区住民全員が会員という組織があるが、よくある他地域のまちづくり組織と比べて、必ずしも活発な活動をしているとは言い難い。

金堂地区は京阪神のベッドタウンで人口世帯数の微増はあっても激変はなく、地縁血縁により長い間醸成してきたコミュニティのある純然たる居住地なのである。過疎の問題もなく、他世代同居が普通に行われ、職場環境が周辺に整い、田畠を有している理想的な居住環境である。もともと、地区住民に自分たちの集落を保存していくしかなければならないという動機はなかったが、近江商人という特徴ある存在とその屋敷が、伝統建造物に係わる県の職員や有識者たちの目に留まり、昭和50年代頃より保存への働きかけが様々な形で行われた。また、無住となり町管理となった外村繁邸の整備が平成2年にされ一般公開で観光客が集落を訪れるようになり、地区住民は否応なく自分たちの住む集落の価値を認識したようである。

地区内や近辺には、外村家の本宅を造った大工三上吉兵衛の系統で孫弟子にあたる大工がおり、コミュニティのしっかりとしつけられたこの地では、たいていの場合、これら地元の大工さんに住まいの新築を依頼する。彼らは新築の主屋を注文されると、木材を伝統的な仕口継手に刻み、竹小舞を編み、荒壁を付け、木部にはベンガラを塗装し、漆喰壁、焼杉板張の家を仕上げ、時には土葺きで瓦を葺く。戦前と変わらぬ方法で住まいを作っているが、表にはアルミサッシの開口部が取り付く。また、時代の波で昭和の終わり頃から工業化製品による洋風の住宅が出現し、町並みの中に違和感を感じる人も現れた。伝建地区への選定はそのよう

な中で進んでいった。

集落の通りや水路は美しく保たれ、夜間外灯は少ないものの危険を感じることは余りない。雨が降るたびに水路に流れ込むゴミは敬老会が朝夕掃除し、夜間は太鼓を鳴らして火の用心を呼びかける夜回りが古くから存在し、いざというときは水路に板を入れて消防用の水溜を作る。ほとんどの人は顔見知りで、小学生はすれ違いざまに「こんにちは」とあいさつをする。さまざまな既存のコミュニティ組織が自分たちの住みやすい集落とするための地道な活動を行っており、あらためて町並み保存会が何かしなければいけないという状況でなく、当たり前に存在する自分たちの集落景観を大切に思っているものの、そのことを強く内外にアピールする必要もなく、これらのことが冒頭に述べた印象になるのだと最近感じるようになった。

歴史的に特徴ある産業が廃れ、子世代の職場がなくやむを得ず地元を離れるなどの過疎化への対策や、地域文化財である集落景観、建造物を観光資源として活用することを目的としている伝建地区が多い中、どちらも必要としている集落が金堂地区であり、地区全体が町並み保存へ向かう動機、きっかけは乏しく、先祖から継承された生活文化、居住空間である建物と集落景観を守りながら、そのまま住み続けていけることが金堂地区の町並み保存の目的である。

■居住地としての町並み保存と継承

事業を進めてきた6年間の中で多くの地区住民と話をして、それぞれの集落に対する思いを伺った。「古い集落や建物は私ら世代は気に入っているが、そのまま残したら若い世代が寄りつかなくなるやろ」という言葉がずっと気になっている。伝建制度にしろ、景観法にしろ、外観を主とする景観に規制をかけて保存、形成していくこうすることに違和感があると思う。集落景観というのは、そこ居住し、農業、商売などそれぞれの生業(なりわい)、冠婚葬祭を始めとするハレとケの暮らし、他世代居住など様々な生活文化と、ものを大切にする精神や美意識を含めた価値観によって築き上げられてきたもので、それらなしには形だけが残ってしまう。集落にある伝統的な住まいの良さ、先人の技や知恵の結集でもあり美意識の高さでもあるこの住まいを理解し、それら一つ一つが景観を作り上げていることを子供の頃から当たり前に感じる心を育てていかなければならない。幸い古民家再生の大きな追い風がある今だから、伝建保存事業の中でも、住まいとして住みやすい

居住環境を提案し、前もって理解してもらえる土壤ができつつある。地区住民の中に徐々に住みやすさを感じ取っていただけるようになると、過去から保存、継承されて来たように、町並み保存と継承が当たり前のことと思う意識が地区住民の中に根付くのではないかと思っている。そのために欠かせないことは、町並み相談員を始め、係わる建築士の住みやすい居住環境の設計提案、これらの建造物を維持改修していく大工、左官などの職人技術である。



写真3 中江準五郎邸からの景観



写真4 堂中通りの景観



写真5 寺前・鯉通りからの景観

※1 五個荘町は平成17年2月11日に近辺市町と合併し、東近江市となつたが、保存地区の名称は官報告示で正式に変更されるため、現在の名称を記載した。

西予市宇和町 卯之町の町並み 保存の取り組み

鈴木 友三郎

SUZUKI TOMOSABURO

西予市産業部商工観光課文
化の里振興室

■はじめに

愛媛県西南部に位置する西予市は、東宇和郡四町と西宇和郡三瓶町が合併し昨年四月に誕生した市である。その中心地宇和町卯之町は、戦国時代まで南予地方の政治の中心地として栄え、その後も在郷町として物資集積地の役割を果たし、また四国靈場43番札所明石寺の門前町としての機能を持ちながら発展してきた。現在一級河川肱川の支流宇和川に平行して国道・県道が建設され南北に市街地が広がっている。市の人口は4万7千人。その内卯之町の人口は約1700人である。商店街も約2kmに延び市内最大の商店街を形成している。町並みはその源といえる中町とその周辺(新地・下町)を含む地区に良好な状態で残っている。特に中町は妻入りと平入りが混在する商家群である。市は約5haを地区指定しようとしている。

■町並み保存の流れ

昭和48年開明学校と町並みを形成していた中町周辺を愛媛県教育委員会が歴史的文化的に保存すべき財産として「宇和文化の里」として選定した。このことにより開明学校、開明学校の前身である申義堂、歴史民俗資料館、民具館が整備され現在では市の重要な観光資源となっている。またその周辺の町並みも昭和初期まで商店街としての役目を果たし、現商店街に店が増えるにつれ住宅地化して建物のみがその面影を残していた。昭和54年頃から住民の方から老朽化する建物の文化的位置付けを求める声もあがり始め同年6月有志が「中町町並み保存会」を結成。12月には町並み調査の要望が町に提出された。第一回目の学術調査は昭和59年夏広島大学鈴木充教授を団長とした調査団により実施された。当時調査の総評として、特に中町の保存状態について「良質の材料と優秀な大工技術による建築が多い」「改造が少なく原形を残している」「酒屋・旅籠・料理屋など江戸中期の町の形態をとどめる建築が豊富に残っている」と報告されている。平成4年町長の諮問機関として設置されていた中町町並み調査研究委員会は中町町並み保存調査研究に係わる答申書を提出。改めて歴史と伝統を継承した建造物群として価値あるものと評価し、保存の必要性を述べた。この答申を受け翌5年から補助金交付要綱を定め伝統的建造物の修理に対し町が補助する事業が始まった。

■補助事業と今後の展望

平成9年二度目の学術調査が大阪市立大学谷直樹教授を中心とする調査団によって実施された。前回の調査後の変化の確認、今後の保存・整備計画をたてる基礎資料とするため、また平成5年後からの修復事業の技術的チェックをすることであった。またこの9年度に中町の通りからの電柱のセットバックを実施した。江戸時代に建てられた建物をはじめ数棟がすでに前回の調査後に壊されている。スクラップアンドビルトの社会において技術的・精神的・経費的いずれも所有者の負担は大きい。現在市は年間約1千万円の予算を計上し伝統的建造物の概観修理に対し最高5分の4を上限として16件の事業を実施した。しかし最初から先進地の例に見られる高度な補修をしてきたわけではない。試行錯誤を繰り返し、最近は「保存とは何か」を考えて補修に努めている。現実の話在来工法での取り組みには技術的継承されている人材に恵まれていないといえる程、継承されていない。現在伝統的建造物群保存地区を指定するため住民と行政が一緒になって取り組んでいるが人材育成を含んだ活動の必要性を強く感じる。



写真1 岡関太郎所改修前



写真2 岡関太郎所改修後

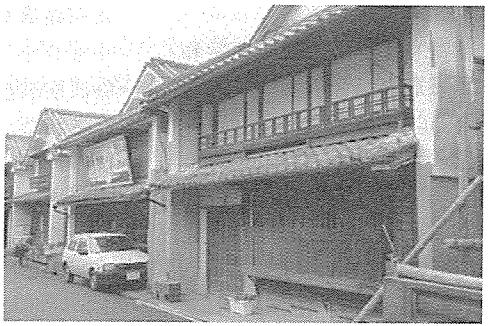


写真3 清水宏改修前



写真5 電柱移設前通り



写真4 清水宏改修



写真6 電柱移設後通り



写真7 中町の町並み

—茅葺きの町—

美山町と保全地区の歩み

中野 文平

NAKANO FUMIHIRA

美山茅葺きの里保存会

1. 蓬らしの変化と茅葺き屋根の衰退

美山町は1955(昭和30)年に5つの村が合併してきました。合併時の人口1万人余り、今は5千人強、面積340km²、山林95%の町として50年歩んでまいりました。

合併時の主産業は木炭生産と用材関係でしたが、1965頃に木炭は消滅、1980年代に入りますと、木材関連は長期的・構造的な不況におちていきました。

蓬らしの姿が変わっていきますと、仕事を求めて若者を中心に都心部へ、やがて拳家難村の形も出てきます。茅葺き・杉皮葺きの家は本来自給自足をもとにした共同体の支えの中で成り立ってただけに、維持はきびしい状況にさらされることになりました。

合併時、全棟約2,100のうち茅葺きの主屋は1706、1970年973、1989年には納屋とお堂まで入れて311、2005年212棟までに減りました。

最も大きな理由は山と田畠に寄りかかる生活から切り離され、町に残った人も下請けの家内工場や通勤・出稼ぎなどに変わり、葺替えの応援ができなくなる、茅の採取も思うようにならなくなる、職人も安定した収入を求めて転職していく、木質燃料を使わなくなつたので屋根の寿命が短くなるということでの衰退がありました。

もちろん、生活者の価値観の変化が根底にあったわけですが、減少に拍車をかけたのは安い新素材の鉄板と、屋根おおいの技術の開発がありました。これは全国的な流れでましたが、美山町は別の事情や条件がありましてその流れから15年余り遅れて同じ軌道をたどることになりました。そのため、時代の思潮や価値観の変化から、滅びゆくものへの愛惜があってでしょうか、美山町の茅葺きが稀少価値として注目を受けるようになってまいりました。

2. 保存地区への歩み

1985(昭和60)年前後になりますと美山町の茅葺き民家と集落景観への関心、注目が高くなっていますと、茅葺きの家に住みたいという芸術関係の人達が縁故を頼つて移住したり、不動産屋から手に入れて工房にするケースが増えてきました。

町の方も可能な補助事業や制度資金を入れて生活基盤の整備、企業誘致、農林業の振興を計っていましたが、人口減や高齢化に歯止めがかからない、町や村の存亡をかけた競合の中で、競争にさらされにくい町の顔づくり、ブランドづくりが意識されるようになってきました。

この頃、京都府の方も歴史的・文化的な

遺産をもとに地域振興のモデルになる「シンボルづくり事業」を試行していました。美山町の方もその事業に応募しましたところ「茅葺山村歴史の里整備事業」が認められました。

事業の適用地域は後に保存地区になる「美山町北地区」で、選定を視野に入れての採択であったと思います。事業は民家の取得と整備での民俗資料館の公開、茅収納庫と集落保存センター(レストラン兼用)の建設などで、茅の確保、増えてきた入込客の受け入れが可能になってきました。

保存地区の方は文化庁の調査事業で町内3ヶ所を調査、住民懇談・協議の中で住民合意の得られた「北地区」が1993(平成5)年、全国36番目の保存地区として選定を受けるはこびになりました。

保存地区ということになりますと村社会でありますだけに、都市部とはまた違った思惑が交錯していきます。受入れのための組織づくりと何回かの協議の中で、せっかくの評価をだいじに、このままでは村も立ち行かなくなる、後継者も名乗りを上げている、何年か先には町のために貢献できるようになるのではということで居住者全戸の賛同、合意に至りました。

当時はまだ57の集落に最低1戸の茅葺きの家を残していましたが、残存の比率が高く、屋敷地と田や畠、里山が一体となって最も個性的な形で残しているところ、自然の造形の妙で町の顔として主張できる集落であるという評価になっていったと思います。

3. 建造物と集落景観の保全

選定時の保存地区の建造物は住居棟44で、茅葺き19棟、鉄板おおい10棟、他は瓦と鉄板葺き・杉皮葺きは消滅、以前に在った納屋で住居棟(離れ)への建替え13棟となっていました。保全や修景の大きな課題は痛みのはげしい茅葺き屋根の葺替えと補修、つづいて鉄板おおいの茅葺きへの復元、付属屋の杉皮葺きへの施工がありました。

保存地区になってからは国の補助を中心に行府や町の上乗せもあって、茅と杉皮への葺替えと補修は2割負担ですむようになりました。ひととおりの手入れが終ったあとは「茅葺きへの復元」が現状の茅葺きの維持と併行してすすめられていくようになりました。

結果、10棟あった「鉄板おおい」の主屋の棟は6棟までの復元となり、移築や公共的な施設の棟を合わせ、選定時の19棟から29棟まで増え集落の景観がひきしまり、

立地条件にも恵まれて四季折々の「茅葺きの里」を広く提供することができるようになりました。

課題は無理をしない復元の継続、作業場、付属屋、ガレージ等の修景、火に弱い建物の宿命から、火の始末での村人の細心の注意と夜まわりの継続、放火銃、消火栓での初期消火と類焼防止の訓練、田畠の維持管理、環境美化、茅場造成と里山の整備で、なかでも増えてくる観光・入込客の受入れの整備が急がれています。

美山町全体としてはやはり「茅葺きの町」というイメージで、地域振興の核にということから、保全地区は補助があるのいいとして、他の集落の茅葺きの保全をどうするかで議論がありました。町全体で茅葺きの家は少数派になっていましたが、維持も大変で火災にも弱いことから、理事者の提案を受けて町単費の「茅葺き補助条例」が全会派の賛成で議決をみました。このケースは個人の家の維持を公費で助成するというもので全国でも例がなく、報道関係の注目を集めました。

当初 3 割補助から始まり、3 年後には 5 割に引き上げられましたがそれでも屋根の維持が高くつき、寿命が短いことから減少に歯止めがかかるまでには至っていません。特に経費の面では 2 世代前までは材料は自費で確保、手伝いは手間の貸し借りで、小さい補修は自分たちでするのが普通の形でした。葺上げも素朴な形でしたが、今はほとんどが現金決済、葺上げもていねいになってきており、人件費も高くなり、茅場は荒廃して山地化したままとなっています。

4. 茅葺きの町と都市交流

茅葺きの町、日本の原風景を残す町として広く知られるようになりますと、美山町を第 2 のふるさとに、茅葺きの家での住まいを希望する人たちの問い合わせが一段と増えてきました。そのままにしておきまとすると不動産屋が入ってきて虫喰い状態にされてしまう、転売・転売でどうなっていくかの不安が出てきました。

それだったら乱開発を規制する町の条例とセットに、美山町と町の経済団体の共同出資で「美山ふるさと KK」を設立し、家と土地のあっせん、宅地分譲、建築請負い、設計をやっていこうということになりました。美山町を第 2 のふるさととして定住する人、集落の一員として参加できる人、家族のある人を優先していくこと、団地を造る場合も 1 ヶ所で 10 区画以上としないことなどでした。

結果、町が出資をしている、町長が社長をしているということでの安心感もあって、家と土地の提供者が増え、入村する人達も「田舎暮らし」の好きな人に選別されていきました。

1992(平成 4)年に設立された、「美山ふるさと KK」の取扱高は 13 年間で、造成及び分譲代をふくめ 32 億円に、関連・波及の有効需要を入れて 50 億円以上と推計されています。その間の入込世帯数は縁故・不動産屋の販売分を入れて 200 戸以上、子弟は延 250 名以上になり、町内の多くの集落に分散していますので、小規模な 5 つの小学校を支えていく役割と、村づくりへの参加が得られたことです。これは新しい住民を迎える、コミュニティを新しくつくり出すことで、一般にいわれている「グリーン・ツーリズム」以上の機能の発揮と、一般的な観光の概念を超えた展開をみることになったわけです。

5. 暮らしの文化と地域づくり

観光・入込客は何を求めて美山町や保全地区を訪ねて見えるのか、生活の利便と快適さを追い求めて走り続けた結果、失った「郷愁の里」へのあこがれ、安らぎの場を求めると思われます。ということは、保全修景の方向や在り方も自ら定まっていきますし、それ以上にかつての暮らしの姿を 1 コマずつ取り戻していくことも町や村の在り方として大事になっていると思います。

例えば日暮れ近くになっても煙の上がる家が 1 戸もない、牛の姿や本来の「庭鶏」の姿が見えないのもさびしいことで、炭がま、水車、「伝統の技」なしも「日本の原風景」の実態をともなわないことになります。いっぽう、生活者の方からみたときでも、自給への道とつましい暮らし、支え合いや参加の場が広がっていますと「郷愁の里」の魅力がより豊かになっていくと思います。

いっぽう、観光・入込客の方は美山町全体では 1989(平成元)年 24 万人、平成 10 年 44 万人、同 15 年 71 万人、保存地区は 1994(平成 5)年 5 万人、平成 10 年 8 万人、同 15 年 23 万人となっています。

入込みにともなう観光消費額は日帰り客が圧倒的に多いため、町全体では 1 人当たりの消費額 1,400 円、保全地区 780 円(平成 15 年)で、全国的にみてもかなり低位になるのではと思います。これは、誘引する場所が限られていること、交通上の隘路、施設の不足、諸々の体験とセットになった宿泊の伸びなやみ、土産物等の質と量にも

関係があるのであればと考えられます。

観光消費額は町全体ではそれでも平成15年約10億円、関連分野を入れますと15億円で、町最大の基幹産業になっています。もう少し消費額が増え、町の生鮮食品、とくに農産物がブランド力をもって伸びていくと、農地と景観や風土の保全に大きな寄与を受けることができます。

また、観光及び関連施設での後継者や新規参入者の就労の場の確保と共に、経済的・社会的・文化的な面での質の高い町づくり、情報社会での対応、新しい技術と伝統の技術の融合などいろいろな可能性をもってくるのではないかと思います。

美山町の57の集落(かつての村々)は記録に残されているだけでも皆500年以上の歴史を刻んでいます。時は移り、稼ぎの場が増え、衣食住、交通が利便に、豊かに、そして諸々の補助事業、制度資金が回ってくる時代になって町や村の崩壊が声高に呼ばれるようになったのはどうしてかということです。

美山町もいま合併へむけて大きく踏み出そうとしています。広大な面積とたくさんある集落、水流れの異なる町どうし、町づくりの方針を別にしてきた所が合体していく、どういうことになっていくのか、行

政区画の変更だけで町の将来が見えていくのであたらそれは簡単になるわけです。

合併後50年、日本の経済社会の高揚期に有利な行政施設を受けてきたなかで町の維持が困難となりますと、どんな形になども自分達が地域を支えていくという志の高さが求められていきますし、出ていった人達や新しい人達を町や村がひき込んでいく努力をしないと崩壊は加速されると思われます。

全国に名の知られるようになった町の名まえと実態をどうひき出し、生かしていくことができるのか、住民はもちろんですが、行政や議会関係者はそれ以上に重いと思われます。

京都府美山町知井

かやぶきの里 北村

火に弱い建造物群ですのでたばこの煙にくれぐれもご注意ください
重要伝統的建造物群保存地区



かやぶき職人
一時は後継者がなくなりそうだったかやぶきの職人ですが、最近、北村から、修行を積んだ若き候が誕生しました。

普門寺
普門院の寺院。南北朝時代（14世紀中期）、春慶が開基（春慶園跡）の創建とされる。第二次大戦中に火災で焼け、戦後再建しました。

稻荷社のトチ
稻荷社は北村三番社（氏神）の一。境内のトチの巨木は樹齢400年以上。美山町の名木に指定されています。

北山型民家
山村の農家住宅で、入り母屋造りの土間は上げ蔵で、梁や中央の漆木の床で部屋を分ける忍板軒戸、などに特徴があります。

日本の原風景 かやぶきの里 北村

北村は谷間のゆるい傾斜地に住まいがひとたまりに密集した山村で、どちらも全体が一望にできるまとまりの良い村です。地理的には昔の丹波国に属しますが、京都と日本海の玄界灘の若狭小浜との間に位置しますので、建築や生活文化にはいろいろな地域の影響が見られます。北村の現在のかやぶき家屋は寛政8年（1796）建築のものが最も古ですが、19世紀中頃迄の建物が18戸と江戸時代に建てられたものが多く、北山型民家に分類される特徴をよく伝えています。在郷時代の昔から山起きが暮らしの中心だった村でしたから、建材はほとんど周りの山から調達するのがあたり前のことでした。自分たちの手で守り育てた自然の恵みをいただいて建てた家に住み、まわりの田畠山野から四季の恵みをいただいて団炉裏を囲む。かってはごく当たり前だったそのような暮らしを、いったんは失いかけて、今ふたたび新しい形で取り戻しつつあるのが、北村の現況といえましょう。



「この山村に暮らしたひととの歴史が、生き生きした生活が、わかりやすく面白く、目の前に広がる世界のように書かれている」評判の郷土史
『かやぶきの里』など美山町内各所で好評発売中
2500円

美山町保存地区の散策

河本 一行

KOHMOTO KAZUYUKI

(株) シエラプラン

■はじめに

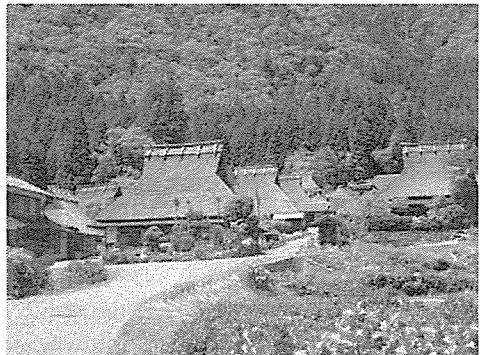
京都府美山町は、人口 5,200 人 (H17. 5) の昔の田舎の風景を残す豊かな緑と静寂さに包まれた町である。美山町へは車でしかアクセスできない辺鄙な所にもかかわらず、入込み客数は年々増加し、今では旅行会社による観光バスツアーまで企画される程、有名になっている。

重要伝統的建造物群保存地区の北地区は 50 戸の集落のうち 38 棟が茅葺き屋根の建築で歴史的景観の保全度への評価も高く、平成 5 年に国の指定を受けた。かつてはごくあたりまえだった暮らしがそこには息づいている。都会から来た人々にとっては、懐かしさと安らぎの雰囲気を味わってくれる程よい空間が残されており、何度も来てもよいと思わせる不思議な魅力を持っている。一方、ここで日常の生活を営んでいる住民にとって、来訪者は直接関係のない他人であるかもしれない。しかし、住民と来訪者が見られる方と見るほうに分かれお互いの存在を意識しながらも、微妙な緊張関係の空間バランスの上に成立しているようにも見受けられる。来訪者は、見せていただくという、ある程度の礼節を保つことが必要な町である。観光資源に何か特別のものが必要かというとそうではない。そこに生活する人々の暮らしそのものが観光資源になっている町といえる。

■観光地としての美山町

美山町の景観は、保存地区に限らず、民家を囲う塀や沿道の看板等が少なく、町内全体がのどかな山村の風景を醸し出している。この風景を維持するのはたいへんなことだろうと思うが、このことが、年間 71 万人 (H15 年) もの来訪者がある大きな理由になっている。町内でも特に保存地区である北地区の景観はすばらしい。雄大でも自然の美しさでもない、普通の日本の里山の風景である。しかし、府道 38 号を走っていると突如、新緑の山を背景に茅葺きの集落が目の前に現れる。ほのかな昔懐かしい田舎の風景がそこに広がっていた。観光客は、一眼レフカメラをもち、三脚をつかって本格的な撮影に興じる人を多く見かけた。また、スケッチのグループや、バイクのツーリンググループ

などがのどかな風景を楽しんでいた。ゆったりした空間の中でゆったりした時間が流れ、不思議な静けさが漂っていた。府道に面して 50 台以上駐車可能な観光案内休憩施設があり、ある程度の来訪者の受け入れは可能な施設が整っている。観光客がこれ以上、増えると困る。こう感じるのは私だけだろうか。



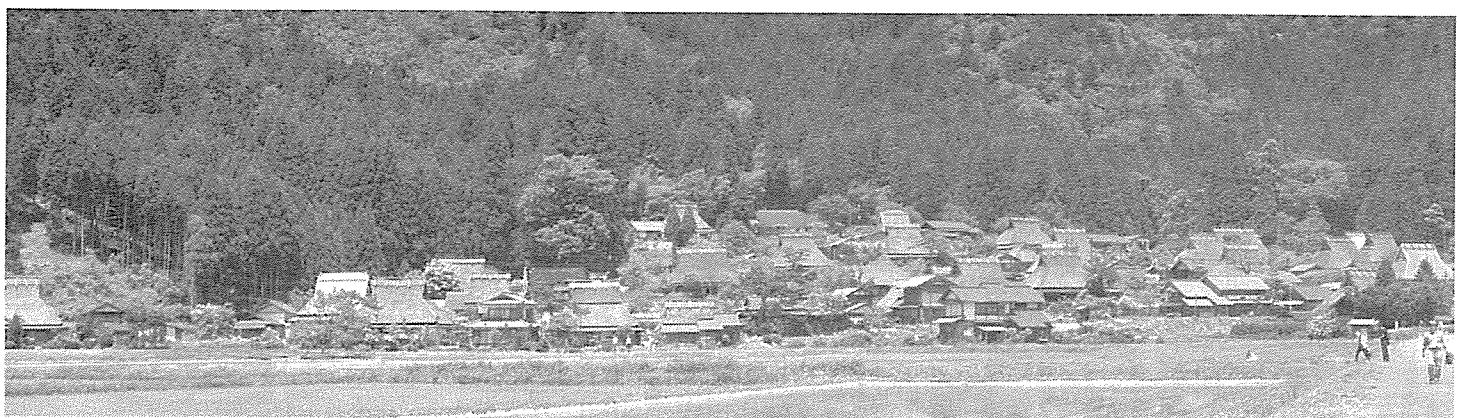
茅葺きの集落 1



茅葺きの集落 2



民族資料館(母屋の内部)



美山町北地区全景

Japan Urban Design Institute

■美山町の今後の展開

北地区の来訪者の消費額が少ないので容易に推測できる。レストランで食事するか、土産物を買う程度で他にはない。いわゆる観光地でないのがこここの良いところである。来訪者は、このあたりを理解して、茅葺き集落の中心にある「民族資料館」の入場料300円等を払い、さらに進んで地区のそこかしこにある基金箱に僅かでも良いから気持ちを表現すべきだろう。

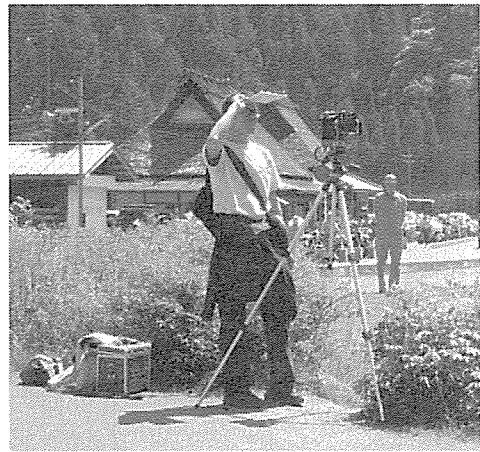
美山町の財産は、ここまで築きあげてこられた地元の方々の熱意であると思う。それが来訪者にも伝わってくるのだろう。年々来訪客が増加し、北地区だけで23万人(H15年)の入り込み客を確保できるようになった。これからは、四季折々の季節感や、友人・仲間が集える場を維持すること等によって、美山町を良く理解し、ファンになってもらえるリピーターを大切にしていくことが課題なのかもしれない。

いかにして人を呼ぶかはたいへんむつかしいことだが、すでに一定以上集客している美山町の場合、これ以上の集客はキャパシティの問題がありそうである。地域活性化の視点からみれば、次の段階は、町外への特産品販売などがある。すでに、京都市内には、美山町の活性化と美山ブランドの名声を高めるために、町の第3セクターとして平成13年に美山ふるさと館がオープンしている。知る人ぞ知る美山町ブランドを活かした産業振興は、町全体への波及効果も高い。なぜあの地区だけが潤うのだといったようなこともなくなるだろう。美山町の今後のことるべき一つの方向と考える。

■地域振興としてのまちづくり

観光を重点にしたまちづくりの場合、多くの人々が町を訪問し、地域経済が活性化するなど大きなメリットがある反面、ごみや騒音、住民の家屋敷地への立入りなど、プライバシーの問題も発生する。町の将来はどうあるべきか、どのようなライフスタイルを望むのか、など、基本的な町のイメージの共有化を図り、住民のコンセンサスを得た上で計画を進めるのが一般的である。

観光が先か、生活が先か、地域振興でよく議論されるところであるが、「住んで良し、訪れて良し」のまちが理想ではないだろうか。一度に両方を実現するのは困難だが、時間をかけ継続することによって、一時的にはどちらかに偏らざるを得ない場合があっても適度なバランスを保つよう収斂させ、それを維持していくことが大切である。このような視点で見た場合、美山町は、両方の要素をバランスよく保たれている町だと思った。



写真を撮る人



レンゲ畠でスケッチするグループ



バイクのツーリンググループ



基金箱

事務局より

1. 退会者（2005年3～4月）

篠原修、竹見太郎、常岡稔、永吉哲郎、濱田法
男、平野祐一（敬称略）

2. 住所変更等（敬称略）

氏名	変更内容（新）
宇野 健一	(有)アトリエU都市・地域空間計画室 〒206-0021 多摩市蓮光寺3-18-3-D
岡辺 重雄	(株)想像都市研究所 〒111-053 台東区浅草橋4-9-2 Tel. 03-5822-7233 Fax. 050-7546-7539
折井 徹	(株)プランニングオクト 〒174-0074 板橋区東新町2-2-7 Tel. 03-3958-7530
工藤 勉	ヨシモトポール(株)大阪支店 〒531-0072 大阪市北区豊崎3-19-3 Tel. 06-6372-1717 Fax. 6371-0319
難波 健	(株)北摂コミュニティ開発センター 〒669-1546 三田市弥生が丘1-2-1 Tel. 079-563-1951 Fax. 563-2587
藤本 治	OSM-architects 〒565-0836 吹田市佐井寺1-1-3-1 Tel. 06-6193-3200
山内 英生	山内建築設計事務所（社名変更）

編集後記

今期の JUDI 特集を通じ、景観法に関する様々な角度からのご意見に触れ、自治体や住民の方々などの当事者にとって、この法律が非常に自由度の高いものであることを感じました。増井先生の原稿を読ませていただくと、諸刃の剣のような印象すら残ります。

一方で、伝建地区の事例からは、建物を使いながら営まれる生活が存在して、初めて伝統的な建物も残され守られていくこと、建物と共にある生活を考え、提案することなしに、形や外観だけを残すことには限界があることを感じます。そして、何のために、何を残すべきなのか—景観保存、コミュニティの保存、観光資源の確保など—その狙いを共有していく努力が必要なのだと思います。

そして、一月並みな感想なのですが一人材育成が大切であるということを感じずにはいられませんでした。景観法をどのように運用していくのか、伝建地区において、一体何を守るのか、結局はその地それぞれの事情を読み解いていく能力が問われているのだと感じました。

最後に、本当に忙しい中、原稿を書いてくださった皆様に、心より御礼申し上げます。（加茂みどり）

樞原市今井町、京都府美山町を歩いてみた。これらの地域では、昔ながらの町なみ景観、そこに住む人々のさりげなさ、そして醸造業、漬物や、農林業などの地場産業が今なお営まれているということが一層まちとしての魅力を増している。夕刻に訪れた今井町では、観光客が帰ったあとで、子供たちがキャッチボールをしていた。先程まで観光客でにぎわっていた道筋での情景を見て、時間的に棲み分けて生活しているのだという実態がさまざまと伝わってきた。生活・生産機能を残しながら維持管理し、しかも来訪者にも自分たちの文化を知ってもらおうとすることは、克服すべき点が多々あろうかと思われるが、たいへん意義のあることだと感じた。（河本一行）

広報・出版委員会

邑上 守正	石崎 均
澤木 俊岡	伊藤 光造
土田 旭	加茂みどり
近田 玲子	河本 一行
菅 孝能	松山 茂
中嶋 猛夫	横山あおい
櫻井 淳	吉田 慎悟
松村みち子	横山 裕
白濱 力	島 博司
中田 政廣	作山 康